

No.051 (不定期刊)

"Great Wall" Street Journal

長城街日報

～中国株の現場から～



東洋証券株式会社
上海駐在員事務所 所長
奥山 要一郎
2007年入社。本社シニアストラテジ
スト等を経て、2015年より現職

何しろ舶来品好きなもので

「スターバックスも iPhone も普通に人気があるんですね」——。日本からの出張者がこんな感想を漏らしていた。米中貿易摩擦は激しさを増すばかり。彼は様々な報道を見て、中国では反米感情が高まり、米国製品の不買運動が起こっているとすら思っていたらしい。中国人が iPhone を使いながらスタバのラテを飲んでいるのを見て拍子抜けしたようだ。百聞は一見にしかず。

★ ★ ★ ★ ★

中国人は海外モノに弱い。特にぜいたく品や食品などでその傾向が強い。ブランド品と言えばレイ・ヴィトンやグッチだし、高級牛肉やシーフードは欧米から取り寄せることもある。国産牛より高い「オーギー和牛」を食べることが質の高いライフスタイルにつながる（と思っているらしい）。アリババ系の天猫国際 (Tmall Global) は越境 EC で人気を博し、高級スーパーには大抵大きな輸入品コーナーがある。

だいぶ前の話だが、北京で DVD プレーヤーを買った時のこと。日本ブランドの最新版を買おうとしたところ、一緒に出掛けた中国人から「ちょっと待って！ 中国製か日本製か確認しなきゃ」と止められた。彼曰く、同じブランドでも生産国・地域によって品質が異なるとのこと。確かに、同一ブランド・同一製品でも若干クオリティを落としたモノを特定の市場で製造・販売しているという噂はあった。私はそれほど気にしなかったのだが、彼は慎重に製品の裏側を見て「オッケー。Made in Japan って書いてある。買ってよし！」と言う。なんだかなあ。

「いやいや、華為 (ファーウェイ) のスマホは世界各国で売れているし、海爾 (ハイアール) や聯想 (レノボ) など国際的な大企業もあるじゃないですか。」私が中国人にこう聞かされると、「それは誇らしいことです。でも、自分が何をかうかはまた別の話」とかわされた。なかなか難しい問題のようだ。

別の機会に、とある中国人女性に電気自動車 (EV) メーカー、上海蔚来汽車 (NIO) のことを聞いてみた。すると、「え？ NIO って何ですか？」と逆に問いかられる。昨年 NY 市場に上場し、マーケットでも注目されている新興企業。どう説明しても分かってもらえない。困った挙句、「“中国版テスラ”のような……」と言ったら、「ああ！ テスラはカッコイイですね。私も欲しい！」と興味を示してきた。何だかズッコケてしまう。やはり憧れはテスラなんですね。分かります。

自動車については、特に都市部で外車ブランド信仰が根強い。外資系御三家の「ベンツ、BMW、アウディ」がマイカー候補の大本命だ。逆に、国産車はイケていないという見方も多い。上海で自動車購入を検討中の知人は「国産ブランドを選ぶくらいなら、買わない方がまし」と言い切る。こちらが引いてしまうほどの極端な考えだ。出勤時や会合時に国産車だとメンツが立たない、というのがその理由。また、同窓会ではマンションとマイカーの“格”で自然とグループ分け (マウンティング) されてしまうらしい。何ともツライ世の中ではないか……。

★ ★ ★ ★ ★

現地の人にここまで言われると、外国人の私が逆に中国ブランドを応援したくなる。ショッピングモールでは茅台酒フレーバーのアイスクリームを迷わず購入。心の中で「国産 LOVE」とつぶやきながら、ホロ酔い状態を楽しんだ。長城汽車や吉利汽車など、上海の街を走る数少ない「民族系」メーカーの車にはいつもエールを送っている。ハンバーガーを食べる回数も増やす。中国のマクドナルドは中国中信集団 (CITIC) が最大株主だから、まあよしとしよう。同様の理由で、蘇寧易購集団が買収したカルフルでの買い物も多くする予定だ。そして、安踏体育用品 (アンタスポーツ) の店舗もできるだけ訪れるようにしたい (購入は後日検討する)。

文中の見解は全て筆者の個人的意見です。写真、グラフ、表なども全て筆者によるものです。

最終頁に重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

◆ 注 意 事 項 ◆

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650%（税込み）の手数をいただきます。約定代金の 1.2650%（税込み）に相当する額が 3,300 円（税込み）に満たない場合は 3,300 円（税込み）、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額（現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買の場合には加え、売りの場合には差し引いた額）に対して最大 0.8800%（税込み）の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75%となるように設定したものです。
・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込（一部の投資信託は換金）手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。
・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880%（税込み）の手数をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400%（税込み）の手数をいただきます。約定代金の 4.400%（税込み）に相当する額が 2,750 円（税込み）に満たない場合は 2,750 円（税込み）の手数をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。
・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

利益相反情報について

この資料を掲載後、掲載された銘柄を対象とした E B 等を東洋証券（株）が販売する可能性があります。
なお、東洋証券（株）および同関連会社の役員またはその家族がこの資料に掲載されている企業の証券を保有する可能性、取引する可能性があります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

この資料は、東洋証券（株）が各種のデータに基づき投資判断の参考となる情報提供のみを目的として作成したもので、投資勧誘を目的としたものではありません。また、この資料に記載された情報の正確性および完全性を保証するものでもありません。この資料に記載された意見や予測は、資料作成時点の見通しであり、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。

この資料に基づき投資を行った結果、お客さまに何らかの損害が発生した場合でも、東洋証券（株）は、理由の如何を問わず、一切責任を負いません。株価の変動や、発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがありますので、投資に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされるようお願い致します。

この資料の著作権は東洋証券（株）に帰属しており、電子的または機械的方法を問わず、いかなる目的であれ、無断で複製または転送等を行わないようお願い致します。

◇商 号 等：東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 121 号
◇加 入 協 会：日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
◇本 社 所 在 地：〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1
Tel 03 (5117) 1040

<http://www.toyo-sec.co.jp/>

2019年11月21日
審査部審査済